

4.2 基調講演 アジア諸国の民主化と選挙

木村宏恒

目次

第1章 権威主義体制から民主化へ

- (1) 選挙の意義について
- (2) 民主政への「移行」から民主政の「定着」への過程が問題：名目的民主政の民主化

第2章 民主化の重層的課題（産業革命の重層的課題のアナロジー）

- (1) 近代化課題としての民主化
 - (a) 衆愚政治「インフラ」の払拭（識字率，マスメディア普及，「国民」意識）
 - (b) 徒党から政党の争いへ（今日の途上国の政党は基本的に徒党政治）
 - (c) 「政党政治は分裂・混迷政治」から「多元的な合意」へ
 - (d) 軍の政治からの撤退と文民統制原則の間の幅広い領域
- (2) 20世紀型巨大国家への民主主義の対応
 - (a) 巨大化した（選挙対象外の）官僚制，大企業：巨大政党と選挙との関係
 - (b) 民主化して経済成長ができるのか
- (3) 現代政治課題としての民主化
 - (a) 「民主主義の民主化」
 - (b) 参加民主主義の諸要素：民主的地方自治の構築
 - (c) 参加民主主義の諸要素：市民社会をどう捉えるか
 - (d) 職場，学校，家族など非政治的日常生活レベルでの民主化

まとめ

第1章 権威主義体制から民主化へ

(1) 選挙の意義について

本論は総論にあたる部分なので、一国の運営にあたって民主化と選挙がどういう意味を持ち、どういう位置づけにあるのか、その全体像を考えてみたい。

民主化（民主主義の実現）は今日なお、世界の多くの人にとって希望であるが、同時に使い古された言葉でもある。民主政（Democracy の別訳）を議論するときにもっとも使われる基本書の一つであるデヴィッド・ヘルド『民主政の諸類型』¹⁾は邦訳で500ページの大著であるが、世界には150通りの民主政の定義があるとしている。最も簡単な定義では古代ギリシャ語のデモス（人民）＋クラチエ（支配）の合成語として近代フランスで使われだした。しかしながら、人民の範囲はどこまでか？ その参加の範囲は？ 支配とはどの程度のものか？ 支配には従う義務があるか？ 不参加の権利は？ となると著しい不一致が存在する。しかしここでは深くは立ち至らず、「民主政の本質は、市民がある政府を別の政府に替えることができ、したがって、政治の決定設定者が不動の力に転化する危険を防止しうる能力に求められる」というシュンペーター的常識の線にとどめておこう²⁾。

さて、フランスの大政治学者モーリス・デュヴェルジェが『現代の独裁』³⁾で述べたように、20世紀は民主化の時代であるとともに、独裁の時代であった。民主政が世界的に普及してくるなかで、ファシズム、共産主義、独立後の途上国の権威主義体制が、20世紀の3大独裁体制となった。権威主義（authoritarianism）については、日本では開発独裁という言葉がより多く使われる。要するに戦前日本の大政翼賛会体制と同種であると理解してもよい。国家が開発（経済成長）の至上課題の下に国民と経済界を統制し、協力させる体制である。第二次世界大戦前の日本や今日の「東アジアの奇跡」諸国（韓国、台湾、シンガポールのNIES諸国とタイ、マレーシア、インドネシア）の経済成長は、権威主義体制の下でのみ可能であったという議論も盛んである。もっとも権威主義体制は、アフリカ、中東、中南米、南アジア、東アジアでもフィリピンのマルコス、ミャンマーなど、開発に失敗し、単なる独裁と腐敗に終始した国が圧倒的に多く、途上国全体にはまったく一般化できない議論である。

「権威主義体制による開発」は、アメリカの支持によって大注目を浴びてきた。1959年のキューバ共産化はアメリカに衝撃を与えた。東西冷戦の中で途上国の西側への取り込みに苦慮していたアメリカは、1960年前後に途上国の資本主義的経済成長こそが答であると理解するようになり、「進歩のための同盟」などすぐ消えていくような近代化政策を考えていたとき、1964年にブラジル・クーデターが起こった。軍が政治の実権を握り、国内を統制し、外国資本を導入して「ブラジルの奇跡」を起こすのを見て、

これに飛びついたのである⁴⁾。1964年から85年にかけて、権威主義体制は途上国経済開発の「はやり」となった。しかしながら1979年にイラン革命と中米のニカラグア革命が起こり、親米国家の民衆による打倒が再度実現した。アメリカは、やはり途上国の親米的安定は、民衆の支持を得た民主化と経済成長を掛け合わせたものでなければならぬと考えるようになった。ハーバード大学の政治学者ハンチントンの『第三の波：20世紀後半の民主化』はこうして大注目を浴びることになった。

反共親米の途上国は、「自由主義陣営」の盟主であるアメリカの圧力もあって、権威主義体制時代にも形ばかりの選挙を取り入れる国が多くなっていったが、それはシグマンド・ノイマンが『大衆国家と独裁』⁵⁾ で書いたように、独裁国家において、選挙は、「指導者の欲するところを国民に欲せしめる儀式」であると喝破したようなものであった。しかし80年代になると、軍の抑圧や経済既得権に対する国民の反発が強まり、ハンチントンが言うように、「権威主義的支配者たちが延命を図る手段として実施した選挙が、しばしば敗北という驚異的選挙になるのは一般的なパターン」であるという状況が各所で現れた⁶⁾。1977年インドにおけるインディラ・ガンジー首相の敗北。1986年フィリピンにおけるマルコス大統領の敗北。1988チリにおけるピノチェト独裁の敗北。1990年ミャンマーにおける軍事政権のアウンサン・スーチー派への圧倒的敗北。1999年インドネシアにおける前年の民主化で辞任に追い込まれたスハルト大統領の与党ゴルカルの敗北。近くは04年10月アフガニスタンでカルザイ大統領が第一次選挙で50%を上回る勝利を獲得し、各地の軍閥候補がその支持の少なさに驚愕した事件（その背景には軍閥＝内戦継続を嫌う女性票があった⁷⁾）などがその代表例である。もっともカンボジアのように、国際監視団が「選挙は平穏に行われた」と認定しても、ほぼ全員が人民党員である村長クラスが「わが村で与党が負けるとただではすまないからね」と村人に諭した上での「平穏で自由な投票」行動である状況（インドネシアのスハルト時代も同じ）も一方ではある。しかし、アメリカの政治学者ハリー・ブレア（Harry Blair）が途上国の6カ国の民主化経験を調査して結論付けたように、「政治権力を抑制する手段には、外圧による政府の説明責任や、NGOや、メディアなどいろいろあるが、現在のところ選挙が、政権をチェックするもっとも有効な手段である⁸⁾」。

(2) 民主政への「移行」から民主政の「定着」への過程が問題：名目的民主政の民主化

1990年代は、①1980年代のブラジル、韓国、台湾、フィリピンなどの民主化潮流の影響を受けて、また②共産圏崩壊の影響を受けて、また③アメリカや国際機関による途上国民主化政策の影響を受けて、民主化は文字通り世界的潮流となった。民主国家

は1974年の39カ国(世界の27%)から、1997年には191カ国中117カ国(61%)にまで増えた。その後は停滞)。しかし、世界の自由民主状態を毎年発表しているFreedom House年報⁹⁾は、自由な国は81(42%)、部分的に自由な国57(30%)、自由でない国は53(27%)で、なお非民主国家が少なくないこととともに、民主国家でも自由でない国がたくさんあることに注目している。先進国や国際機関から文句を言われぬように形だけ選挙をおこなうような国がずいぶん多いということである。高名な雑誌Foreign Affairs(その主要論文は、以前は月刊誌『中央公論』現在は『論座』に毎月訳載されている。国際政治学徒には必読文献である)に載ったザカリアの論文「市民的自由なき民主主義の台頭」は広く注目された。要するに、途上国で次々に生まれている民主政は、illiberal democracy(非自由民主政)であるというのである¹⁰⁾。nominal democracy(名目的民主政)とか、low intensity democracy(低水準民主政)とも言われる。その最末端には、マレーシアのように「え? あれでも民主政?」と首をかしげるような民主政から、さすがのFreedom House年報も権威主義に分類しているカンボジア(日本からも多くの人々が参加した国際監視団が1993, 98, 2003年の「選挙は公正に行われた」という声明にもかかわらず)などがある。

一方、南アフリカでは、長年の人種隔離政策(アパルトヘイト)が挫折して、1994年にマンデラ大統領の下で、それまで欧米諸国が支援してきた黒人の人権・福利厚生NGOの活動家が大量に政権に参画する政府ができた。しかし、経済の白人支配権を剝奪したわけではなく、高度に不平等な国にとどまり、経済不平等はむしろ拡大した。国家経営的にも人々の生活向上に結びつくような政権運営を行うことはできなかった。ここでは、国民の間にフラストレーションが高まり、広範囲な民主政にたいする不信が生まれてきた。27%の国民が民主主義の過程を不可欠と見なす一方、48%の国民は、住居・仕事・収入への平等的接近を民主政の不可欠な要素と見なしている¹¹⁾。要するに、民主政という制度を樹立するだけではだめで、民主政の下で経済成長が達成され、人々の生活が向上していかないと、民主政にたいする国民的信頼=民主政の定着は形成されないのである。

さらに、途上国が最近までそこにあった前近代社会は農業社会であり、その原型は村社会にある。村社会では、寄り合い(話し合い)によって一致して物事を決め、実行して、はじめて社会が成り立つという共同体意識がある。これを「アジア的民主主義」と誤解する人もあるが、それは近代民主主義の履き違えである¹²⁾。しかし少なからぬ途上国の知識人は「われわれにはわれわれの民主主義がある」と考えており、その基本には「一致」の原則があるし、「一致団結」して植民地主義に反対し、独立を勝ち取ったという国民的体験もある。そこでは、複数政党制を原則とし、選挙を通じて政権を争う欧米民主政は、国民に分裂を持ち込むものとして、「われわれの社会には合わない」として忌避される。このような国民分裂への恐怖は欧米民主政の初期にもあつ

た。それが乗り越えられてきたのである。今日の途上国はその乗り越えに直面する必要がある。でないと国際基準 (international standard) としての民主政は国民の心に定着できない。

途上国の民主化研究で注目されているラリー・ダイヤモンド (Larry Diamond) は、民主主義定着の3つの要因 (Task) をあげている¹³⁾。

(a) political institutionalization (政治的制度化)

民主主義の定着には、まず3つの政治制度を強化する必要がある。国家の行政機構、民主的代表的制度 (政党、議会、選挙制度)、および法の支配・立憲主義・水平的説明責任を保障する構造である。

(b) regime performance (体制の機能)

第2に、国家がやるべきことをやるということである。国家がやるべきことについては、私が講義で使っている政府の3つの分野を (次ページ) 表に掲げておく。それは私がインドネシアのスハルト政権崩壊と民主化の大混乱のなかで、1999年にジョクジャカルタ特別州にあるガジャマダ大学の客員教授として滞在していたとき、よく行く村の一つで村役場の人たちから言われたことと一致している。「私たちは決して欲は言わない。ぜいたくもいらない。ただ、平和で秩序があり、毎日食えることができ、子どもたちが学校に行く。そういう社会がほしい。」

- ・「平和で秩序があり」=秩序維持と法の支配。
- ・「毎日食えることができ」=市場経済の物的、法的、制度的基礎。財政と知的な予算配分を伴うマクロ経済運営。貿易相手国・融資・投資家との交渉。過剰規制を避けた市場の外部性 (規制)。収税の近代化。
- ・「子どもたちが学校に行く」=社会開発。教育と人的資本の改善。病気に対して保健・医療体制がある。

ダイヤモンドは、民主体制が壊されるかどうかを決める中心の変数は、民間における暴力組織の武装解除である。パキスタンでは、無法と汚職が、人々が民主主義でないと考える理由になっているという。

(c) democratic deepening (=定着)

第3に、「定着」には2つの次元 (規範と行動)、3つのレベル (エリート、中間層、大衆) があるということである。

- ・エリートはより政治的信念の体系をもつ。政治文化をかたちづくる中心。
- ・中間層：党・諸組織・運動は、(それらを地方で担っている、そして彼らが働きかけの対象としている) 中間層の信念、規範、行動パターンにかかる。民主主義の「定着」は、民主主義の制度、規範、法体系の正当性に挑戦する重要な集団がいなくなったときである。
- ・大衆レベル：2/3の支持が敷居。70—75%が定着の基準。暴力、脅迫、無法への拒否。

<p>(別表1) 国際開発 (=開発学) の体系 (ただし、各項目は相互に関連)</p>
<p>A 群: 開発の基本3分野=それをやって政権の正当性+国際的サポート体制が2つ インドネシアの農村で村人は言った。「平和で (第3の柱。治安秩序)」「決してぜいたくは言わない。毎日食べられて (第1の柱)」「子どもたちが学校に行く (第2の柱)。 「そういう社会を望んでいる。」</p>
<p>第1の柱 経済開発政策: 「開発経済学」 通貨・統計・マクロ、金融、税制、経済インフラ、経済バランス維持 (貧富格差、工業対農業、都市対農村、地域バランス、中小企業育成、インフォーマル・セクター、公営企業)</p>
<p>第2の柱 社会開発・環境政策: 「開発社会学」+「環境学」 教育、保健・医療、都市開発、住宅政策、労働政策、ジェンダー、貧困対策、少数民族問題、環境政策(ごみ、大気、水、緑化、社会林業)、国民保険・年金、Community Development</p>
<p>第3の柱 法政開発: (タームの変化: 行政インフラ→法政インフラ=民主化支援/Good Governance: 90年代の開発議論の中心 (「開発政治学」) (a) 法治国家建設支援: 法 (「開発法学」) +その実効性確保 (検察、裁判所、軍・警察、監獄の金次第問題改革と制度化 (=法学+政治学の境界領域) (b) 民主的政治過程: 選挙、複数政党制=多元主義、議会の決定→内閣→官僚制←議会監視 (c) 市民社会構築: マスコミの自由、識字率、人権 (団体) 支援、NGOの自由度 (d) 中央政府の効率的運営と地方自治支援体制: 4E(economic, efficient, effective, entrepreneurial) 支援→反汚職。(「開発行政学」) (e) 地方分権とローカル・ガバナンス (参加型地方自治下の地域おこし体制) 公務員組織の Capacity Building、Merit system(能力主義=反縁故主義)、住民参加</p>
<p>サポート体制として:</p>
<p>第4の柱 Global Governance (より正確には International Governance): 国際標準+国連システムなど国際組織+NGOの結びつき 紛争・内乱などで①②③に手がつけられない状況を緩和+国際的安全保障体制 世界貿易システム、国際援助システム (援助政策、援助評価)、国際金融システム 国際法、国際刑事裁判所、条約体系、国際会議での国際合意づくり、共同宣言</p>
<p>第5の柱 国際コミュニケーション 開発途上国の開発状況認識 (たとえば開発計画に伴う住民移転)、歴史等 (「開発人類学」) 開発をめぐる理論的諸問題 (開発の歴史、「開発理論」の歴史)、 途上国地域研究 国民間・地域間のコミュニティー・ギャップを埋めるための諸政策 (「異文化理解」) 先進国で、途上国支援のためになぜ国税を使い、募金などをするのかの理解 (「開発教育」)</p>

ちなみに日本では、第2次世界大戦後の天皇制国家崩壊と戦後改革、それを象徴する1946年11月の日本国憲法公布をもって民主政への「移行」が行われた。その後「定着」までの過程は、「民主政の正当性に挑戦する勢力」＝戦前復帰型政治家岸信介の命運と絡まる。岸信介は、「ファシズム官僚」として活躍し、第2次世界大戦中は軍需省次官（大臣は東条英機首相が兼務）として戦争経済の総責任者を務め、A級戦犯として巣鴨刑務所で5年を過ごし、出所後政界に復帰して1956年から自民党の首相となり、戦後憲法をアメリカ占領下の押し付けであるとして、戦前復帰型・独立国家にふさわしい軍隊保持を目指した。そのための布石である日米安全保障条約の改定に際して、1960年に近現代日本最大の国民運動であった安保反対闘争に直面した。連日数十万人のデモ隊に国会を包囲されるなか、国政は麻痺し、岸内閣は辞任に追い込まれた。代わった大蔵省経済官僚グループを代表する池田隼人首相は、経済成長によって国民の支持を得ることとし、最小限防衛力構想を出すことによって、保守本流勢力として戦前復帰型の政策に見切りをつけた。この1960年をもって戦後民主主義の定着とする¹⁴⁾。

要するに、今日の民主政の焦点は2つある。①民主政への「移行 (transition)」は果たしたが、7割以上の国民に受け入れられる「定着 (consolidation)」には程遠い多くの途上国の状況をどう克服していくか（その伏線には、欧米民主政の定着過程が経験した「徒党から政党へ」「分裂・混迷政治から多元的な一致へ」の変化未達成問題がある）、②かつて権威主義体制下で可能とされてきた開発体制を、民主政の下でどう実現するのかという問題である。

第2章 民主化の重層的課題（産業革命の重層的課題のアナロジー）

ここで筆者は、産業革命の重層的課題についてのアナロジーを使いたい。イギリスで起こった初期の産業革命は、繊維産業（軽工業）における革命であった。19世紀後半にはアメリカと独仏、さらに日露が産業革命を果たしたが、その段階での産業革命の中心は鉄鋼・機械の重工業分野であり、繊維産業程度で産業革命を果たせる段階ではなくなっていた。第2次世界大戦後になると、新鋭重化学工業が発展し、プラスチック、農薬、合成ゴムなどすべての石油化学工業原料となるエチレンの生産が鉄鋼生産量と同じほど重要になった。また、鉄はより薄く、より強く、合金技術も発達した。1960年代になると家電革命が起これ、広範囲な家庭電化製品が普及した。70-80年代になると電子技術が発達し、自動車からテレビ、冷蔵庫までIC（電子回路）チップ自動制御機能を組み込んだ便利なものでないと工業製品は売り物にならなくなった。90年代にはIT化が急速に進んだ。

今日の途上国がイギリス産業革命段階の産業革命を目指すなら事は非常に簡単であ

る。主要アジア諸国では1950年代に果たされたといえる。重化学工業段階なら1970年代に果たされたといえる。しかし今日の産業段階に到達する革命は、そんなものではない。これまで重層的に発展してきた産業発展の諸成果をすべてクリアしなければならない。同じように、民主化にも、重層的発展諸段階があったと筆者は理解している。ここでは、

- (1) 近代化課題としての民主化
- (2) 20世紀型巨大産業国家に対応した民主主義
- (3) 巨大化した国家への反省から、政治を身近なものとするために、1980年代以降、小さな国家、民営化、地方分権、情報公開、市民参加型に対応した現代化課題としての民主化

の3つに分けて、民主化の重層的発展を説明したい。

(1) 近代化課題としての民主化

モンテスキュー (Montesquieu) が『法の精神』(1748)などで提起した三権分立は、今日でも先進国憲法の骨格を形成している。しかし今の政治はそんなところでは動いていない。日本の裁判所がどれだけ自民党政権をチェックしているか？ 最高裁判事は全員が自民党内閣が指名し、天皇の形式任命を受けたものだ。一匹狼の参議院議員中村敦夫 (映画俳優) は、『この国の八百長を見つけたり』(1999, 光文社)のなかで、政府の非を問うた裁判の最高裁判決で、政府側敗訴は1%であると書いている。行政に至っては、与党と一体化している。今日、政府をチェックしているのは司法でも行政でもなく(少しは機能しているが)、野党、メディア、市民運動、世論、選挙、経済界(および外圧)である。しかし、モンテスキューは、政治権力のチェック手段として、政党と民主政を除外しているのである。フランス革命等の市民革命によって生まれたのは共和制であって、それが普通選挙権を伴う民主政に代わるのは100年以上あとである。モンテスキューと共和制は政党と民主政を嫌った。モンテスキューに言わせれば、政党は私利私欲の徒党集団であり、彼らに政権を担わせるなど、とんでもないことであった。民衆は無知文盲の「衆愚」であり、貧しくて容易に買収される。彼らの投票で国政が決まるなど、とんでもないことであった。選挙と国政運営は当然、有識者によるものでなければならなかった(その基準は税金支払い≒金がある≒学歴と考える余裕がある)。ところがその後、先進国の政治は、三権分立の骨格を残したまま、政党政治と民主政に変わったのである。

(a) 衆愚政治「インフラ」の払拭

イギリス産業革命後の1837年の就学率は20~25%であった(日本の幕末の識字率53%は異常な高さであった¹⁵⁾)。当時の非識字率の高さからして、なにも知らないし、知る手段も持たない人々に投票を呼びかけるのは無理があった。独立後の1950年代に、途上国では、民主主義は成り立たない議論が起こったが、それはこの状況と似ていた。高い非識字率と高い買収選挙率(たとえば貧困地域である東北タイでは、1980年代の買収選挙は票の7~8割といわれた)の下で、その国の民主政が国民の信頼を得ることは難しい。教育と経済成長は、民主政のインフラに相当する。西欧では工業化とともに、国民的教育・人材確保が必要となり、労働者階級が形成され、社会主義諸政党が台頭し、その圧力で、支配層が国民を糾合する必要を認めた結果が民主政につながった。

そのほか、一般に次の条件の下では、民主政が機能することは難しい。

(i) コミュニケーション手段が限定されているとき。

経済が発達しておらず、中産階級が育っていないとき、マスメディアはエリートメディアであり、ごく一部の金のある人しか買えない=接近し得ないものにとどまる。私がよく行くジャワの平地の村では新聞は村長さん一人が地方紙を購読しているだけであり、山間地の村では誰も購読していない。テレビの80年代末からの普及が状況を変えたが、政府系以外のテレビ局しかない国では、コミュニケーション手段は限定される。今日でも、前近代社会のコミュニケーション手段の基本である中央政府一県一郡一村の行政ルートによる通達が途上国では大きな比重を占め、その下では与党が圧倒的に有利である。

(ii) 社会が民族(ethnic group)、言語、地域、宗教などに分裂し、それらへの帰属意識が国への帰属意識より高いとき。その場合は、他の勢力(政党)がどのような政策を訴えようと、関係なく帰属集団関係の政党が投票選択される。

(iii) 大学が少なく、人材が少なく、そこから官僚制や政治家の非効率生まれ、「略奪の政治」(構造汚職)が横行しているとき、国民は政府には期待しなくなる。

(b) 徒党から政党の争いへ¹⁶⁾ (今日の途上国の政党政治は本質的に徒党政治)

モンテスキューの政党イメージは、私利私欲のために議会内でグループをつくる徒党であった。それが政党(公党)に脱皮するためには、イギリスの思想家バーク(Edmund Burke)によって定式化された「政党とは、同じイデオロギー基盤を持ち、国益推進をめざして共通の努力を行なうために集まった人々の組織である」という考え、すなわち、政策を選挙で公的に争う基本形式ができる必要があった(それを国民が理解できる識字などの教育水準とメディアの発達が前提)。

ただし先進国の政治家は今も、票集め=世話役活動で、利益誘導を行い、政党の徒

党的性格は消えていない。しかし全体のシステムとしては代わったということである。そして途上国ではまだ、システムとしては代わっていないで、事実上の徒党政治が本質になっているということである。それは克服されていかなければならない。

(c) 「政党政治は分裂・混迷政治」から「多元的な合意」へ¹⁷⁾

複数の政党をつくって互いに争ったら、対立して收拾がつかないという分裂の恐怖は、西欧の政治にもあった。しかし、複数政党政治の経験蓄積のなかで、コンセンサス（一致）哲学には変化が現れた。政党（Party）は部分（part）ではあるが、同時に参加する（partaking, participation）やパートナーシップ（partnership）にも通じる。「意見の不一致は、よりよき選択をもたらす。」いろいろな意見と相互説得による「多元的な満場一致」がより望ましい決定を導く。政党は、複数からなる全体の一部である。複数政党政治の経験の積み重ねのなかでこのような教訓が導き出される背景には、民主主義の基本には多数決原理があるが、それは単なる「数の論理」ではなく、「少数意見の尊重」+「審議の原則」（相互説得）があつてのことである。たとえば共産党は「何でも反対の政党」という俗論もあるが、日本共産党は半分の法案には賛成してきたし、イタリア共産党は2/3の法案に賛成してきた。そのなかで単なる反対党ではなく、「多元的な合意」に寄与したのである。

(d) 軍の政治からの撤退と文民統制原則の間の幅広い領域

徳川封建体制の公務員は基本的に武士であつた。戦前日本の最強の公務員集団は軍であつた。1958年韓国公務員80万人中60万人は軍であつた¹⁸⁾。スハルト時代のインドネシア国軍は28万人（+14万警察軍）で、文民公務員400万（うち半数は教員）、国営企業職員50万のなかでそれほど大きな存在ではなかったが、70年代には、全省庁、地方政府、与党、国営企業、労組等諸団体などの幹部に、退役を含め合計2万人を出向させてにらみを利かせていた¹⁹⁾。

軍が主導する権威主義的開発体制が民主化されるというとき、軍がどの程度民政から撤退するのか、軍政と文民統治の間には幅広い灰色領域が存在する。とくに中南米民主化では、軍は政権を手放しても、各種の国家・社会機関に軍人を残留させ、必要と認めればいつでも民政に介入する政策を維持した国が少なくなかった。「鉄砲から政権が生まれた」中国やインドネシア、エジプト等では軍の発言力が大きく、広範な軍企業を展開し、国防予算から独立した軍支出を維持した。98年民主化後のインドネシアでも、国防予算は軍の実収入の25%ほどと言われている。今日でもこうした点で進んだ理論研究を行ったのがアルフレッド・ステパンである²⁰⁾。

まず軍主導の権威主義体制の構成要素として、①「政府としての軍」（軍が政権を握る）のとは別に、②「制度としての軍」（軍自身の強さを維持する。そのため、政権に

軍代表が参画し、必要があれば介入する権利を留保する)。③軍が情報機関を掌握するという3要素がある。

どの分野から撤退するのか。①軍介入を容認するの憲法条項、安全保障関係法の廃止、②軍の政治介入ドクトリン(戦略)の廃止、③国家諸機関からの撤退、④情報部、治安任務(本来警察の任務)からの撤退、⑤軍企業からの撤退、⑥政党、企業、社会諸団体からの軍人の撤退の諸要素がある。その廃止や撤退は一部にとどまることが少なくない。

文民統制の構成要素としては、次の4つの分野がある。①議会の国防委員会設立(文民が国防政策を審議・決定する)、②国防予算を聖域とせず、他の省庁との協議の下におく。それによって、まず軍備を考えるのではなく、まず敵国を減らし友好国を増やすことを重視する。反乱地域に軍事的に対応するのではなく、開発政策などの導入を重視する。③情報機関を監視する専門家を文民統制の下に置く。④警察を軍(警察軍)から切り離し、文民機関として独立させる。こうした諸要素の部分的な実現によって、広範囲な中間領域(灰色領域)が成立するのである。

(2) 20世紀型巨大国家への民主主義の対応

シンガポールのリークアンユー首相(1959~90)は「途上国では民主主義は早い。国民のためには経済成長のほうが大事であり、そのためには民主主義は後回しになってしかるべきだ」という持論を持っていたことで有名である。日本でも近隣のアジアNIESやASEAN諸国が非民主体制で経済成長を進めていくのを見て、同じような意見を持つ人が多い。しかしそれは日本が東・東南アジアを中心に途上国をイメージするからそうなるのである。アメリカは中南米をイメージしながら途上国を語り、西欧はアフリカをイメージしながら途上国を語る。米欧に指導された国際機関もそうなる。1980年代は途上国(一般)にとって「失われた10年であった」というのはその典型的な偏見である。中南米やアフリカは経済低迷を経験したが、中国、アジアNIES、ASEANにとって80年代は、引き続き経済成長を遂げた「栄光の10年」であり続けた。

中南米では権威主義的開発は70年代まではよかったがその後はひどいことになった。アフリカでは最初から最後まで権威主義政権はだめであった。東アジアでも、フィリピンでは、マルコス独裁で経済は低迷し、その後ラモス政権の民主政下で経済が回復した。これはフィリピンの国民的体験になった。ミャンマーでもそのうち同じことを言うであろう。今後そういう国に対して、「東アジアの経験からして、権威主義型開発がいいですよ」と主張することは不可能である。今はそうした開発停滞国の開発が主要問題になっているのだ。代わって国際機関は90年代から、民主主義の下ではじめ

て経済成長ができるといい始めた。「民主主義は政治の安定にも貢献」し、「開発の好循環を引き起こす」というのである²¹⁾。アメリカの政策変更も大きい。同じく権威主義体制下の開発支援から民主政下の開発へと政策転換した。これに国際機関が倣ったというほうが正確であろう。

ここで前提になっているのは、政府の主要な役割の一つが経済開発であるということである。そのようなシステムは、1930年代のアメリカが世界恐慌を乗り越える経済支援体制を築くなかで形成され、第二次世界大戦後の「アメリカの世紀」のなかで一般化した。一方、共産国も途上国も経済成長を至上課題とし、その結果東西南の国の政府が経済成長を第一課題とすることになった。経済成長は政府の役割の骨格を形成する神話となった。そのようなシステムが20世紀型国家である。20世紀型国家においては、国家の役割は巨大化し、巨大官僚制が形成された。その国家が国を挙げて支援する経済組織も巨大となった。それに付随する労働組合も巨大となり、政党も巨大となった。その巨大組織群の前に、「個人の原子化」が言われるようになった。大政党間の組織を上げた競争の前に、個人の1票がどれほどの重みを持つのか？ その結果、政治に関心を持つ国民は先進国共通現象として、1/3以下になっていった²²⁾。そうしたなかでの民主主義とはどういうものだったのか？

(a) 巨大化した（選挙対象外の）官僚制、大企業：巨大政党と選挙との関係

官僚制の巨大化を前にしたウェーバー（1864～1920）の中心的問題は、官僚制のチェックにあった。官僚制は国家運営の中心に位置するようになったが、大衆に責任を負わないという理由から、本質的に非民主的であるというマルクスの主張にウェーバーも同意していた。官僚制をチェックするためには、代議制が不可欠である。代議制は、統治の公開性を維持する。議会討議は「説得性」を必要とするので指導者を試す場となる。また交渉を生み出す空間を提供する。ウェーバーは、近代代議制民主政を「人民投票型指導者民主政」と呼ぶ。今日、民主政とは、有能な政治的・国民的指導者を確保するための鍵的なメカニズムである。その指導者は、堅固な政治指導が求められる大規模組織（大政党）や、多数の選挙民の本質的受動性を前提にしたものである²³⁾。それは政治リーダーの選出システムであり、同時に政治的社会化＝世論形成をはかるものである²⁴⁾。

アメリカの政治学部のテキストとして広く使われてきたシャットシュナイダー（Schattschneider）『半主権人民』（1960）では、人民による主権の行使は投票日だけ（＝日本なら数年に1度だけ）である。日常的には人民は野球の観戦者であり、Playerは政党である（これを観客民主政という）。「皆がアリストテレスである必要はない（それは無理）」とシャットシュナイダーは考える。いまだに民主主義の定義として、「人民の人民による人民のための政治」（リンカーン）を援用する人がいる。もう50年も

前にデュヴェルジェは、「言葉はきれいだが中身は空である。」「われわれは18世紀の法律家が考案したきわめて不自然な概念で構成されたデモクラシーの上に生活している²⁵⁾」と論じた。「人民による政治」など存在しない（デモ等の参加者はごく一部である＝“silent majority, opinion minority”）。

しかし巨大政党と人民の間は遠い。この間隙を埋めるのが市民社会組織（CSO：Civil Society Organization。NPOも一部として含まれる²⁶⁾）である。シュンペーター（Schumpeter 1983-1950）的理解では、現実には、地域団体や宗教団体、労働組合や同業組合などの媒介的諸団体が存在し、政党がそれらを支持基盤としている。多元主義者は、競争型選挙と組織型利益集団活動との相互関係の探求をもって、現代の民主政が、はるかに競争的で、政策もすべての当事者にあって、はるかに満足されていると主張する。それはアメリカ政治学に引き継がれ、ある体制の民主的特質は、多数の集団ないし多様な少数諸派の存在に求められることになる。選挙と政党だけでは民主的国家の均衡は確保されえない。多様な集団が存在することこそ、市民が自らの目標を達成するには決定的である。徒党（＝利益集団、圧力集団）は安定の構造的基盤であり、民主政の中心的表現であるというわけである²⁷⁾。

しかしながらこのシステムには矛盾が2つある。1つは、この集団（あるいは市民社会）においては、企業利益が「特権的地位」を体系的に与えられており、諸集団が不平等の基礎に立脚しているということである。第2は、国家構造が人民の投票に依拠しない官僚制と私的資本（企業）に制度的に依存していることである²⁸⁾。デュヴェルジェは、西欧民主政は、一方ではデモス（人民）に、他方ではプルトス（富・資本）にその基礎を置いている金権民主政（プルト・デモクラシー）であるとし、本のタイトルを、2つの顔を持つギリシャ神話の女神にたとえた²⁹⁾。こうして日本は、通産省が「計画的市場経済」と名づける開発国家体制をつくり、ドイツは「社会的市場経済」という社会福祉と資本の結合関係をつくった。アメリカでは政界も経済界も地方分散しているが、それでも小尾敏夫が「アメリカ株式会社」と名づける政治—経済連合もっている³⁰⁾。全ての先進国は、民主政の下で経済成長を行うシステムをつくってきた。途上国でできないはずはない。

(b) 民主化して経済成長ができるのか

アジア NIES の経験は権威主義下での開発体制であった。1990年代以降の問題は、世界の潮流となった民主政の下で、開発国家（Developmental State）をどうつくるのかである。それが、開発学研究の中心、イギリスのサセックス大学開発研究所の政治学担当 Gordon White（故人）及び彼のグループのレフトウリッチらの問題意識であった³¹⁾。結論から言えば「難しい。」しかしながら、彼らがやったことは、途上国のなかでそもそも少ない民主国家を抽出し、そのなかで経済成長を長年経験した実績を持つ国

を取り出し（強いて言えば一党制，官僚制，ダイヤのセットを持つボツワナとモーリシャス），そこから経験を導き出そうとするもので，どうしても限界があった。

Meredith Woo-Cumings 編の『開発国家』³²⁾ (1999) は，米英（+加豪 NZ）型（=例外型）以外の後発資本主義国の基本が開発国家であり（White らも同じ），その典型（=官僚国家主導型）は日本以上にフランスであり，その後発資本主義に共通した，アジア NIES を含む開発国家の型は，英米型より途上国に適合的であるというものである。同時に注目されるのは，インドや中南米（ブラジル，メキシコの例）が，失敗した開発国家として，いかにその失敗要因を抽出できるかに注目した点である。ブラジル，メキシコの場合は，官僚制の不安定（政権交代毎に4万人規模の上級官僚を交代させる）+「政治的資本主義」(political capitalism)。インド的には，産業規制(“iron-frame” state)+官僚による特別処置(adhocracy。その多くは賄賂で規制を免除)+連邦制による州の自律性+与党国民会議派の地方エリート連合党的性格が，中央の規則・政策が地方で実行されない「軟性国家 soft state」をつくりあげたというものである。

リング・ウェイス『国家衰退の神話』³³⁾ は，国家の変動対応能力を強め，あるいは弱めるものは，制度とその志向の集まり constellation=“governed interdependence”（調整された相互依存）であることに焦点をあてた。マレーシアとインドネシアの経済成長の差を分けたものは，国内制度の弱さ=国家の対応能力 (transformative capacity) の差に求めた。なぜ韓国が1997年経済危機に直面したか？ それは国家主導型経済が破綻したのではなく，アメリカで経済学を学んだ学徒が帰国して経済官庁を牛耳るようになり，過去10年に国家主導を弱めたからであると喝破した³⁴⁾。日本流に言えば，戦後経済成長を担った通産・大蔵官僚主導体制モデルが崩壊したのではなく，竹中平蔵に代表されるアメリカ経済学の体現者が経済官庁を牛耳るようになり，官僚主導モデルができなくなったから経済を建て直せなくなったという議論である。ロナルド・ドーア『日本型資本主義と市場主義の衝突：独日対アングロサクソン』も同じような視角を提供している³⁵⁾。冷戦後の資本主義発展パターンをめぐる英米対独仏日の争いについては，アメリカ情報しか見ない学者・新聞記者が多いために余り知られていないが，よくまとまった解説は，ルモンド評論のインターネット日本語版03年10月号「アジア通貨危機と中国の地殻変動」にある³⁶⁾。これを見ると，冷戦後，あるいは Rising Sun 現象（80年代後半の日本の台頭とアメリカの没落議論）後，アメリカが，日本型経済モデルをへこませるためにいかに策動してきたかがよくわかる。一部ではよく知られていることであるが，今日の日本の悲劇は，アメリカべったりの日本の指導層が，日本は友好国アメリカに攻撃されてきたのだということに詳しく気がついていないことにある³⁷⁾。

その延長線上に，1997年に東アジア経済危機が起こったとき，アメリカとIMFは日

本十東アジア NIES モデル（国家・官僚主導モデル）の破綻を大宣伝した。しかし、ASEAN 諸国はこれを「自分たちも誤りもあるが、中心的にはグローバリゼーションの問題点＝金融資本自由投機体制によるものだ」と考え、自分たちが蓄積した企業など財産を安く買い叩かれて失ったことに煮え湯を飲まされた感覚を持ち、グローバリゼーションと IMF・アメリカに対する認識において「基本的な再考 fundamental re-think」³⁸⁾ を行い始めた。その結果が ASEAN+3 や東アジアサミット希求である。かつては途上国を資本主義に持つていくのか共産主義に持つていくのかの戦いがあった。今は途上国を英米型資本主義に持つていくのか日独仏型資本主義に持つていくのかの戦いになっているということである。もっとも世銀・IMF を握った英米が圧倒的優位を持つているが。

ただし世銀・IMF の開発政策は順調には行っていない。大野健一は、後発国における産業基盤・制度基盤・政策上の準備なしで、競争的・不安定な国際経済に加入すると、自国経済のコントロールは困難になる。アメリカは自国の通商利益を前面にだして交渉したと、批判的である。ハーバード大学教授から世銀のチーフ・エコノミストになったスティグリッツ（Joseph E. Stiglitz）は、IMF のやり方では多くの途上国が不幸になると大批判を展開した³⁹⁾。ホワイトハウスと IMF、世銀の本部はいずれもワシントンにあり、それらの間で決定される世界経済の運営方策をワシントン・コンセンサスというが、その内部から批判が出たのである。途上国経済運営支持の現場では IMF から次々とむずかしい目標が指示され、前の指示は成長の出発点に過ぎないといわれる。途上国の現場ではその状況に合わせて適当に薄められ、達成度もまちまちで、ワシントン・コンセンサスはワシントン・コンフュージョン（混乱）であるとも言われる⁴⁰⁾。

(3) 現代化課題としての民主化

巨大化した国家への反省から、政治を身近なものとするために、1980 年代以降、小さな国家、民営化、地方分権、情報公開、市民参加型、政府の経済界や市民との調整を通じた運営に対応した現代化課題としての民主化が台頭してきた。それは一方ではサッチャー（英首相 1979～90）、レーガン（米大統領 1981～89）流の小さな政府、行政改革の結果であったが、他方では、上からのグローバリゼーションの進展に対する下からのグローバリゼーションの展開⁴¹⁾、21 世紀型民主主義としての参加民主主義の潮流から発するものであった。ただし、この課題に対する途上国の対応は、まだ緒についたばかりである。

(a) 「民主主義の民主化」(アンソニー・ギデンズ)

イギリスのブレア政権(Tony Blair 1997~)のブレーションとして知られるアンソニー・ギデンズは、その著『第三の道：社会民主主義の刷新』のなかで、「民主主義の民主化」を提唱している⁴²⁾。今日の先進国では、民主主義への信頼は不変(欧米で90%以上が支持)だが、過去30年間、政治への信頼は一貫して低下してきた。民主主義の危機は、民主主義が十分に民主的になれない事から来る。では処方箋は？ というと、地方分権、行政改革、(中央—地方)双方向の民主化、参加民主主義に求められる。

(b) 参加民主主義の諸要素：民主的地方自治の構築⁴³⁾

参加民主主義の前提になるのが地方分権である。それも中央から地方政府に政治権力を移譲する⁴⁴⁾というだけでなく、それによって政治システム全体の再構築を構想するものである。単に地方政府に権限を移譲するといった場合、そこには、住民参加の基盤ができるとともに、地方の王国の基盤もできるという両義性を持つ。私が言う「二重の地方分権」とは、中央から地方政府への権限移譲だけではなく、地方政府から参加型へ、すなわち社会団体や住民団体に権限を移譲し、地域の経済界や社会・地域諸組織との協治システム構築のなかで、その調整役として地方政府が構成される方向性を意味する。そのような方向性は今日、先進国全般に共通する財政危機のなかで、これまでの政府による社会サービスを、広範なボランティア諸団体を結集する協治システムによる社会サービスに結びつける方向で、各地で取り組まれている。

その最先端をいっているのがEU諸国である。EU発足に先立って91年に締結されたマーストリヒト条約では、補完性原理(Principle of Subsidiarity)が政治制度の基本として規定された。補完性原理とは、地方の多様性と独立を尊重し、地方から、下から発案される地域づくりから出発して、コミュニティで出来ることはそで行い、そこでは不可能なことや非効率なことを市町村、州・県、国といったより大きな単位が順に補完していくという、住民に身近なところから出発する政治システムを指す⁴⁵⁾。日本の市町村でも住民参加型の町づくり、地域おこしが盛んになってきているが、その発想は基本的に同じである。

同時に、地方自治万歳ではなく、中央政府が占めるしかるべき位置も明確にしておく必要がある。補完性の論議からして、中央政府の占める位置は当然あるのだが、外交やマクロ経済、全国基準づくりなどのほかに、中央政府は、公共政策決定過程で、開発の全国的空間的配置に貢献する。土地利用、都市再開発、再定住、天然資源利用などがそれである。また、政府サービスの国民的平等化も推進するし、地方自治推進や広域行政のコンサル的役割、情報センター、監視機能も持つべきである。こうした中央—地方政府の対等的連携モデルを、中央—地方連続体(centralization-decentralization continuum)と呼ぶ⁴⁶⁾。

木村の定義	Diamond の定義
① 家族	① parochial society (私的社会)
② 市民社会	② 市民社会 (公的社会)
(a) parochial society (私的社会)	
(b) 広義の NPO/NGO (町内会含む)	
(c) 経済社会	③ 経済社会
(d) 政治社会	④ 政治社会
③ 国家機関	⑤ 国家機関

NPO (非営利組織) の範囲⁴⁷⁾

最狭義 ↓	特定非営利活動法人 (NPO 法人)
一般的な範囲 ↓	ボランティア団体、市民活動団体 (政府系、反政府系、教会系、政治家の別働隊など)
アメリカで一般に使われている範囲 ⁴⁸⁾ ↓	社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人
	町内会・自治会 (地域コミュニティ組織)
最広義 ↓	労働団体、経済団体、協同組合、信用組合

(c) 参加民主主義の諸要素：市民社会をどう捉えるか

今日、NPO/NGO (Non-Profit Organization/Non Governmental Organization) は大流行である。アメリカの日本研究者ジェラルド・カーチスは、「かつて 80 年代には、アメリカの若き日本研究者は官僚制を中心に研究したが、90 年代になると NPO を中心に研究するようになった」と述べている。NPO/NGO の第一の特徴はその多様性にあり、各国でその呼び名も違う。たとえばアメリカでは PVO (Private Voluntary Organization)、NGO 大国インドでは社会活動団体 (Social Work Groups) と呼ばれる。一般論としては市民社会組織 (CSO: Civil Society Organization) と呼ぶべきだという議論もある。市民社会との関係は？ 市民社会の範囲はどこまでか？ という議論もあいまいである。市民社会の定義については、一般には「家族と国家との間」と定義するものが多い。すると企業も含む膨大なものになる。

今、市民社会資本 (Social Capital) 論で有名なパットナム (Putnam) と、途上国政治論で有名はダイヤモンドの議論を踏まえて整理すると、次の表のように考えられる。

ダイヤモンドは、パットナムの市民共同体論は私的 (Parochial) 団体 (スポーツクラブなど) を含むことによって市民社会より広い。相互主義的で、協調主義的で、信頼的な結びつきによって水平的に構成されている団体に限定することによって (縦型

全国組織を排除), 市民社会より狭いとする。市民社会資本論で有名になったパットナムの意見については非常に多くの批判がなされるようになった。ここでそれを取り上げる余裕はないので参考文献だけを挙げておく⁴⁹⁾。要するに、多様で膨大な市民社会組織のなかで、一般にイメージされる草の根的な NPO はごく一部であり、町内会などの地域組織や学校法人、スポーツクラブなど保守的・非政治的な団体に満ちていること。アメリカや世銀が NGO や市民社会資本をもてはやす背景には、政府の役割を過小評価しようとする「開発の非政治化」の意図があること。地方権力構造温存下の「参加」は政治権力の調和型モデルであり、政府と NGO は対等であるというアメリカなら、政府—経済界—市民社会の対等平等な関係は可能だが、途上国ではありえない「理想のモデル」を想定していること。また、力なきもの (Powerless) の Empowerment は既存の社会秩序を壊さないで達成できるという前提があり、そこでは政治・社会の構造変化は想定されていない⁵⁰⁾。NGO もてはやし時代の今日でも、世銀が途上国での全プロジェクトに環境アセスメントと NGO の参画を要求してくるので途上国政府は、対応はしているが、政府にとって NGO はなお「reluctant partner」であり⁵¹⁾、「benign neglect」(丁重に扱って無視する)の対象である。地方政府はなお「お上」意識に満ちている。「参加=民主的」という想定はナイーブであり、「市民社会は、社会の集団的基礎を反映する。当然政治的によく代表される集団とそうでない集団があり、市民社会は政治接近の不平等を拡大する可能性もある」(Gordon White)⁵²⁾。中央レベルにおける安定的な民主主義は、地方民主主義に先行する(しなければ機能しない)。地方政府が専制政治になったとき、それを抑制するのは中央政府である(ノイマン)⁵³⁾。政府、企業、市民社会の協治といった場合、そのリーダー役は当然のことながら政府サービスのプロ集団である政府である。それが三者協治の前提となっている⁵⁴⁾。以上が NPO/NGO を語るときにははずせない基本認識である。

(d) 職場、学校、家族など非政治的日常生活のレベルでの民主化

坂本義和はかつて、民主主義深化の4側面について述べた⁵⁵⁾。

- ① 制度から政治や社会の現実の構造と過程のレベルへ
- ② 政治社会の上層から下層への深化：マイノリティー、女性、児童
- ③ 政治のレベルから、職場、学校、家族など非政治的日常生活のレベルへ
- ④ 一国民民主主義から地球民主主義へ

民主化は政治だけの問題ではない。家族、社会、人間の精神の問題でもある。インドネシアの大学の先生にこの話をしたとき、彼は深い共感を覚えた。「そうなんですよ。今、インドネシアが直面しているのは政治の近代化だけではない。人間の近代化も大きな問題です。イスラム社会における女性差別、家父長制的家庭、大学でも大先生の権威が強く、次に先生一般の権威が強く、下の者はなかなか意見が言えない。民主化

の課題は広く、深い。」

まとめ

選挙は民主化のバロメーターである。「政治権力を抑制する手段には、外圧による政府の説明責任や、NGO や、メディアなどいろいろあるが、現在のところ選挙が、政権をチェックするもっとも有効な手段である。」しかし選挙は、民主化という奥の深い社会変動の全体像を考えると、その一部を構成するにすぎない。今日のアジア諸国は、民主化への「移行」、⁵⁶⁾「移行」を成し遂げた国の「移行」から「定着」への道筋、民主政が「定着」した諸国における「民主主義の民主化」に直面している。ギデンズが言うように、「民主的な国家の数は多くなっている。とはいえ、新しい民主的な社会のほとんどは、表面的に変化しただけで、それらは私利私欲にまみれた寡頭政治によって運営されている、と論じる人々もいる⁵⁶⁾。」

今日の産業革命は、イギリスが経験した繊維産業の革命だけではなく、他の列強が19世紀後半に経験した重工業における革命、第二次世界大戦後の新鋭重化学工業、その後の家電革命、IC革命、IT革命をすべてクリアした重層的なものでなければならない。それと同じように、今日の途上国が抱える民主化も重層的なものである。欧米諸国がその近代化過程で経験した民主化（識字率、工業化・都市化に伴うメディアの発達、民族意識・宗教を超えて国民へ、徒党から政党政治へ、分裂恐怖から多元的な合意へ、軍の政治からの撤退）。20世紀型巨大国家の枠内で国民の意向を政治に反映するべく発達した、多様な社会集団の形成と、それらが大政党と結びついて利益を実現するシステム。同時に政治が経済成長を中心的課題として追及していくシステム。1980年代以降の、小さな国家、民営化、地方分権、情報公開、市民参加型、政府の経済界や市民との調整を通じた運営に対応した現代化課題としての民主化。こうした諸課題を受け止め、達成するなかで、はじめて途上国の底の深い民主化は進展していく。

注

- 1) デヴィッド・ヘルド 1987, 1996 『民主政の諸類型』(第2版邦訳)。御茶ノ水書房。
- 2) デヴィッド・ヘルド 『民主政の諸類型』(第2版邦訳) 226 ページ。
- 3) モーリス・デュヴェルジェ。1961 『現代の独裁』邦訳社会思想社。1964年。
- 4) ガブリエル・コルコ 1992 『第三世界との対決』筑摩書房。この間の経過については、木村宏恒 1993 『現代世界の政治経済地図』第3章「第三世界の動向」も参照。
- 5) シグマンド・ノイマン 『大衆国家と独裁』(邦訳みすず書房 1960, 新装版 1998)。
- 6) ハンチントン, 1994 『第三の波: 20世紀後半の民主化』(邦訳三嶺書房) pp. 169-85.
- 7) *Far Eastern Economic Review*. 04. 10. 14. p. 26. 04. 10. 21. p. 14.
- 8) Harry Blair, 2000 "Participation and Accountability at the Periphery: Democratic Local Governance in Six Countries," *World Development*, 28 (1). p. 31.
- 9) Freedom House, *Freedom in the World: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties*.
- 10) Naming by F. Zakaria (1998) "The Rise of Illiberal Democracy," *Foreign Affairs* (邦訳「市民的自由なき民主主義の台頭」『中央公論』98年1月号)。しかし Larry Diamond, 1999, *Developing Democracy* Chapter 2 (Is the third wave democratization over?) は名目的民主政についてより詳しい議論を展開している。
- 11) Julie Hearn, 2000. "Aiding Democracy? Donors and Civil Society in South Africa." *Third World Quarterly*, 21 (5).
- 12) 寄り合いに出るのは原則戸長であり、家父長制が前提とされる。多数決ではなく、一致ということ意見が相違した場合、少数意見は多数によって否決はされるがそのままその異見を保持していいということは許されない。現実には水利等をめぐってしばしば対立が起こり、それを収めるのは村長の権威である。皆の意見を聞いた上での村長の決定は、皆で従う義務がある。一見民主的に見える村の運営は、村長の権威主義なくして存在できない。独立後のインドネシアに見られるように、この原理が州政府や国家原理に高められた場合、それは論理必然的に家父長制的権威主義体制となる。アジア的民主主義に対する誤解が出てくる背景には、日本の政治学における「権威」概念理解の希薄さがあるのではないかと思う。「権威」概念については、ハーバード大学政治理論教授であったカール・フリードリッヒ 『伝統と権威』(邦訳 1976, 福村出版) とダントレーヴ 『国家とは何か』(邦訳 1972, 新版 2002. みすず書房) 第3部「権威」参照。リンスのような、権威概念を検討することなく権威主義を定義するような議論が、世界的にはやっているということを受け入れられる現状は、いかがなものかと思う。
- 13) Larry Diamond, 1999, *Developing Democracy*. Chapter 3 Consolidating Democracy.
- 14) 後藤基夫・内田健三・石川真澄 1982 『戦後保守政治の軌跡』岩波書店参照。
- 15) 中村隆英 1993 『日本経済: その成長と構造』第3版。東大出版会。p. 56.
- 16) サルトーリ 1974 『現代政党学』第3章ファクションから政党へ。
- 17) 同上。
- 18) 田中誠一 1997 『韓国官僚制の研究』大阪経済法科大学出版部。p. 111.
- 19) 木村宏恒 1989 『インドネシア現代政治の政治構造』三一書房。p. 261.
- 20) アルフレッド・ステパン 1988 『ポスト権威主義』同文館。
- 21) 国連開発計画 『人間開発報告書 2002 ガバナンスと人間開発』国際協力出版会。p. 4.
- 22) デヴィッド・ヘルド 『民主政の諸類型 (第2版)』p. 259. 世論調査によると、「野党第一党の党首は誰ですか」と質問すると、現在なら野党第一党は民主党だから、その党首は岡田さん

- (克也までがいい。過去なら「管さん」と答えられるものは2割。筆者が同様の問題を試験で出すと、名古屋の大同工業大学1年生の正解が2割で世間一般と同じ、名古屋大学法学部で8割、南山大学総合政策学部で5割であった。
- 23) デヴィッド・ヘルド, 1996『民主政の諸類型 (第2版)』pp. 200-19.
 - 24) 『現代政治学事典』1998, プレーン出版。政党の項目。
 - 25) モーリス・デュヴェルジェ『政党政治論』英訳1954, pp. 423-24, 邦訳1970, p. 452.
 - 26) 市民社会をNGO/NPO社会でイメージする人はずいぶん多い。市民社会の圧倒的部分は保守的な農協, 町内会や学校法人などの社会団体である(後述)。
 - 27) ヘルド, 1996『民主政の諸類型 (第2版)』pp. 253-62.
 - 28) ヘルド, 1996『民主政の諸類型 (第2版)』第9章「民主的自律性」。
 - 29) モーリス・デュヴェルジェ1972『ヤヌス—西欧民主主義の二つの顔』(邦訳1972 木鐸社)。
 - 30) 小尾敏夫1981『アメリカ株式会社』サイマル出版会。
 - 31) Gordon White. 1998. Chapter 1 Constructing a Democratic Developmental State, in Mark Robinson & Gordon White. *The Democratic Developmental State*. その問題意識を引き継いだのが Adrian Leftwich. 2000. *States of Development: On the Primacy of Politics in Development*.
 - 32) Meredith Woo Cumings ed. *The Developmental State*.
 - 33) Linda Weiss. 1998. *The Myth of the Powerless State*. Cornell UP.
 - 34) この点は近藤久洋(2004)「ヒエラルキーvs. ネットワーク? 韓国と台湾の政府・企業関係ネットワーク」比較政治学会報告も指摘している。
 - 35) ドーア Ronald Dore. 2000. *Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism* (邦訳2001『日本型資本主義と市場主義の衝突: 独日対アングロサクソン』東洋経済新報社)。
 - 36) <http://www.diplo.jp/>
 - 37) 参照: 吉川元忠『マネー敗戦』文芸春秋新書, 1998; ベンジャミン・フルフォード2003『ヤクザ・リセッション: さらに失われる10年』光文社。
 - 38) Richard Robison and others eds., (2000) *Politics and Markets in the Wake of Asian Crisis*. Chapter 14 “The International Relations of the Asian Economic Crisis” by Richard Higgot. pp. 279-81.
 - 39) ジョセフ・スティグリッツ(2002)『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店, 大野健一(元IMFエコノミスト, 現在政策大学院大学教授)(2000)『途上国のグローバリゼーション: 自立的発展は可能か』東洋経済新報社。
 - 40) Moises Naim (2000) “Washington Consensus or Washington Confusion?” *Foreign Policy*. No. 118.
 - 41) 拙稿「アメリカ版グローバリゼーションの矛盾と地球村版グローバリゼーションの展望」片岡幸彦他編2004(近刊)『地球村の再発見』新評論所収参照。
 - 42) アンソニー・ギデンズ1998『第三の道: 社会民主主義の刷新』第3章。
 - 43) 木村宏恒「ローカル・ガバナンスの論点整理と日本の経験の適用可能性」国際開発学会第14回大会報告(2003. 11. 30 於日本福祉大学)。www.gsid.nagoya-u.ac.jp/kimura
 - 44) 日本の中央官僚は, 中央から地方へ(上から下へ)権限をゆだねる「委譲」という言葉を使い, 地方政府や行政学者は, 中央政府と地方政府は本来対等であり, 権限は横に移されるだけという立場から「移譲」という言葉を使う。
 - 45) 遠藤乾(2003)『日本における補完性原理の可能性』同他編『グローバル化時代の地方ガバナンス』岩波書店, pp. 265-66.
 - 46) Paul D. Hutchcroft (2001). “Centralization and Decentralization in Administration and

- Politics: Assessing Territorial Dimensions of Authority and Power.” *Governance*. 14 (1).
- 47) 厚生省 (2000) 『国民生活白書』。
- 48) レスター・サラモン (1994) 『台頭する非営利セクター』ダイヤモンド社。
- 49) ロバート・パットナム 1993 『哲学する民主主義 (Making Democracy Work)』 (邦訳 2001. NTT 出版) ; Frans J. Schuurman. 2003. “Social Capital: the politico-emancipatory potential of a disputed concept” *Third World Quarterly*. 24 (6) ; Peter Evans. 1996. “Government, Social Capital and Development: Reviewing the Evidence on Synergy.” *World Development*. 24 (6) ; Giles Mohan G Kristian Stokke 2000. “Participatory development and empowerment: the dangers of localism.” *Third World Quarterly*, 21 (2) ; John Harris. 2001. *Depoliticizing Development: World Bank and Social Capital*.
- 50) Giles Mohan G Kristian Stokke 2000. *ibid*.
- 51) John Farrington & others eds., (1993) *Reluctant Partners? NGO-GO, the State and Sustainable Agricultural Development*, Routledge.
- 52) Mark Robinson & Gordon White eds., *The Democratic Developmental State*, Oxford UP, 1998.
- 53) フランツ・ノイマン (1957 邦訳 1971) 『民主主義と権威主義国家』 「連邦制の理論について」。
- 54) John Pierre & B. Guy Peters. 2000. *Governance, Politics and the State*.
- 55) 坂本義和, 大串和雄編著 1991 『地球民主主義の条件: 下からの民主化をめざして』。
- 56) ギデンス (2000) 『第三の道とその批判』 (邦訳 2003. 晃陽書房), p. 180.

